

## 令和 6 年度から義務化される経過措置事項について (令和 3 年度介護報酬改定で定められたもの)

1. 高齢者虐待防止の推進について
2. 感染症対策の強化について
3. 業務継続計画に向けた取組の強化について
4. 認知症介護基礎研修の受講の義務づけについて
5. 施設系サービスにおける栄養ケア・マネジメントの充実
6. 施設系サービスにおける口腔衛生管理の強化

	項目	主な内容	対象サービス	経過措置
1	高齢者虐待防止	<ul style="list-style-type: none"> <li>・委員会の開催</li> <li>・指針の整備</li> <li>・研修の実施</li> <li>・担当者の設置</li> </ul>	全サービス	令和6年3月31日まで努力義務 ※5
2	感染症対策の強化	<ul style="list-style-type: none"> <li>・委員会の開催</li> <li>・指針の整備</li> <li>・研修及び訓練の実施</li> </ul>	全サービス	令和6年3月31日まで努力義務
3	業務継続計画に向けた取組の強化	<ul style="list-style-type: none"> <li>・計画の策定</li> <li>・研修及び訓練の実施</li> <li>・計画の定期的な見直し</li> </ul>	全サービス	令和6年3月31日まで努力義務 ※5
4	認知症介護基礎研修の受講の義務づけ	<ul style="list-style-type: none"> <li>・研修の受講の義務づけ (医療・福祉関係の資格を有さない者)</li> </ul>	全サービス（無資格者がいない訪問系サービス※1（訪問入浴介護を除く）、福祉用具貸与を除く）	令和6年3月31日まで努力義務
5	施設系サービスにおける栄養ケア・マネジメントの充実	<ul style="list-style-type: none"> <li>・入所者の栄養状態の把握や栄養ケア計画の作成、実施、記録、見直し</li> </ul>	施設系サービス※4	令和6年3月31日まで努力義務
6	施設系サービスにおける口腔衛生管理の強化	<ul style="list-style-type: none"> <li>・口腔衛生の管理体制を整備</li> <li>・入所者ごとの状態に応じた口腔衛生の管理を計画的に行う</li> </ul>	施設系サービス※4	令和6年3月31日まで努力義務

※1 訪問系サービス：訪問介護・訪問入浴介護・訪問看護・訪問リハビリテーション・居宅療養管理指導

※2 通所系サービス：通所介護・通所リハビリテーション

※3 短期入所系サービス：短期入所生活介護・短期入所療養介護

※4 施設系サービス：介護老人福祉施設・介護老人保健施設・介護療養型医療施設・介護医療院

※5 居宅療養管理指導については令和9年3月31日まで努力義務（令和6年度介護報酬改定）

高齢者虐待防止の推進に係る高齢者虐待防止未実施減算及び業務継続計画未策定事業所に対する業務継続計画未実施減算（令和6年度介護報酬改定）については、資料No.1-1『令和6年度介護報酬改定の主な事項について』及び資料No.2『各サービスの改定内容について』を参照のこと（居宅療養管理指導・福祉用具販売を除く）

# 1. 高齢者虐待防止の推進について

全ての介護サービス事業者を対象に、利用者の人権の擁護、虐待の防止等の観点から、虐待の発生又はその再発を防止するための委員会の開催、指針の整備、研修の実施、担当者を定めることが義務づけられました。

また、「虐待の防止のための措置に関する事項」は、運営規程に定めておかなければならない事項として追加されています。

(運営規程の変更を行った際には、変更届の提出が必要です)

## ※各サービスの講ずべき措置一覧

訪問系・通所系・短期入所系サービス	施設系サービス・特定施設入居者生活介護
<ul style="list-style-type: none"><li>①虐待防止検討委員会の定期的な開催、その結果の周知</li><li>②虐待の防止のための指針の整備</li><li>③定期的な研修の開催（年1回以上） ※新規採用時、必ず虐待防止の研修実施</li><li>④上記措置を適切に実施するための担当者設置</li></ul>	<ul style="list-style-type: none"><li>①虐待防止検討委員会の定期的な開催、その結果の周知</li><li>②虐待の防止のための指針の整備</li><li>③定期的な研修の開催（年2回以上） ※新規採用時、必ず虐待防止の研修実施</li><li>④上記措置を適切に実施するための担当者設置</li></ul>

## 2. 感染症対策の強化について①

介護サービス事業者に、感染症及びまん延等に関する取組の徹底を求める観点から、以下の取組が義務づけられました。

- ・施設系サービスについて、現行の委員会の開催、指針の整備、研修の実施等に加え、訓練（シミュレーション）の実施
- ・その他のサービスについて、委員会の開催、指針の整備、研修の実施、訓練（シミュレーション）の実施等

※各サービスの講ずべき措置

	訪問系サービス	通所系・短期入所系サービス	特定施設入所者生活介護	施設系サービス
感染対策	①委員会の開催（概ね6月に1回以上）、結果の周知 ②指針の整備 ③研修の実施（年1回以上） ④訓練（シミュレーション）の実施（年1回以上）	①委員会の開催（概ね6月に1回以上）、結果の周知 ②指針の整備 ③研修の実施（年2回以上） ④訓練（シミュレーション）の実施（年2回以上）	①委員会の開催（概ね6月に1回以上）、結果の周知 ②指針の整備 ③研修の実施（年2回以上） ④訓練（シミュレーション）の実施（年2回以上）	①委員会の開催（概ね3月に1回以上）、結果の周知 ②指針の整備 ③研修の実施（年2回以上） ④訓練（シミュレーション）の実施（年2回以上）
衛生管理	○従業者の清潔の保持 ○健康状態の必要な管理	○設備等及び飲用水に衛生上必要な措置の実施 ※通所リハビリテーション・短期入所療養介護 ○医薬品及び医療機器の適切な管理	○設備等及び飲用水に衛生上必要な措置の実施 ○医薬品及び医療機器の適切な管理	○設備等及び飲用水に衛生上必要な措置の実施 ○医薬品及び医療機器の適切な管理

## 2. 感染症対策の強化について②

- ・ 指針を作成する際の記載内容の例については、「介護現場における感染対策の手引き（第3版）」をご参照ください。

※ 『介護現場における感染対策の手引き』

[https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/hukushi\\_kaigo/kaigo\\_koureisha/taisakumatome\\_13635.html](https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/hukushi_kaigo/kaigo_koureisha/taisakumatome_13635.html)

### 3. 業務継続計画に向けた取組の強化について①

感染症や災害が発生した場合であっても、必要な介護サービスが継続的に提供できる体制を構築する観点から、業務継続に向けた計画等の策定や研修、訓練（シミュレーション）の実施（年1回、施設系サービス・特定施設入所者生活介護は年2回）等が義務づけられました。

- ・業務継続計画の策定の支援のため、
- 『介護施設・事業所における 新型コロナウイルス感染症発生時の業務継続ガイドライン』
- 『介護施設・事業所における自然災害発生時の業務継続ガイドライン』
- 『介護施設・事業所における業務継続計画（BCP）作成支援に関する研修』（業務継続計画のひな型や様式ツール）  
をご参照ください。  
（事業所間の連携により計画策定を行って差し支えない）

### 3. 業務継続計画に向けた取組の強化について②

※ 『介護施設・事業所における新型コロナウイルス感染症発生時の業務継続ガイドライン』 『介護施設・事業所における自然災害発生時の業務継続ガイドライン』

[https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/hukushi\\_kaigo/kaigo\\_koureisha/taisakumatome\\_13635.html](https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/hukushi_kaigo/kaigo_koureisha/taisakumatome_13635.html)

※ 『介護施設・事業所における業務継続計画（BCP）作成支援に関する研修』

[https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/hukushi\\_kaigo/kaigo\\_koureisha/douga\\_00002.html](https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/hukushi_kaigo/kaigo_koureisha/douga_00002.html)

## 4. 認知症介護基礎研修の受講の義務づけについて

認知症についての理解の下、本人主体の介護を行い、認知症の人の尊厳の保障を実現していく観点から、介護に関わる全ての者の認知症対応力を向上させていくため、介護サービス事業者に、介護に直接携わる職員のうち、医療・福祉関係の資格を有さない者について、認知症介護基礎研修を受講させるために必要な措置を講じることが義務づけられました。

※新任職員の受講について、1年間の猶予期間あり

（採用後1年を経過するまでに研修を受講させることとする）

対象サービス：全てのサービス（無資格者がいない訪問系サービス  
（訪問入浴介護を除く）、福祉用具貸与を除く）

※研修を義務づけられない者（資格保有者や研修修了者）や研修の実施事業者については「[集団指導資料15 認知症介護基礎研修について](#)」をご確認ください。

## 5. 施設系サービスにおける栄養ケア・マネジメントの充実

施設系サービスについて、栄養マネジメント加算の要件を包括化することを踏まえ、「入所者の栄養状態の維持及び改善を図り、自立した日常生活を営むことができるよう、各入所者の状態に応じた栄養管理を計画的に行わなければならない」ことが規定されました。

### ※栄養管理に係る減算について

基準を満たさない事実が生じた場合に、その翌々月から基準を満たさない状況が解決されるに至った月まで、入所者全員について、1日につき14単位を所定単位数から減算をする。（ただし、翌月の末日において基準を満たすに至っている場合を除く。）

### <参考資料>

介護保険最新情報Vol.936『リハビリテーション・個別機能訓練、栄養管理及び口腔管理の実施に関する基本的な考え方並びに事務処理手順及び様式例の提示について

<https://www.mhlw.go.jp/content/000763199.pdf>

## 6. 施設系サービスにおける口腔衛生管理の強化

施設系サービスにおいて、「入所者の口腔の健康の保持を図り、自立した日常生活を営むことができるよう、口腔衛生の管理体制を整備し、各入所者の状態に応じた口腔衛生の管理を計画的に行わなければならない」ことが規定されました。

※「計画的に」とは、歯科医師又は歯科医師の指示を受けた歯科衛生士が、介護職員に対する口腔衛生に係る技術的助言及び指導を年2回以上実施することとする。

### <参考資料>

介護保険最新情報Vol.936『リハビリテーション・個別機能訓練、栄養管理及び口腔管理の実施に関する基本的な考え方並びに事務処理手順及び様式例の提示について

<https://www.mhlw.go.jp/content/000763199.pdf>

### <運営基準等における対応>



技術的助言・指導  
(年2回以上)

### <口腔衛生等の管理に係る計画>

